

令和3年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年11月30日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名

会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑧ 農用地利用配分計画の決定について
- ⑨ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第11回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号3番 高田 英委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」

(議案第1号～3号 3件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号～3号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第4号～7号 4件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案4号について、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明をお願いします。

2番 竹内 正敏 委員

では、議席番号4号説明致します。

渡人は高齢の為耕作出来ないという事で、ここ数年前から農地の処分を行っています。受人は酪農をしています。後継者も立派に育っていますので、その牛舎の隣接地に申請地があるという事で、将来畜産公害等で問題が起きるといけないのでという事で、自分が買いたいという事で今回買う様になりました。宜しくお願いします。

議長

それでは、説明が終わりましたけども、ご質問があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんより説明をお願いします。議案5号ですが、議席番号3番の高田 英委員が、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になります。

(議席番号3番 高田 英委員 退席)

5番 江藤 国子 委員

それでは、説明させていただきます。

場所は、湯布院町下湯平の自動車整備工場の前の210号線の南側の道路を下った所となります。渡人は千葉県に住んでいまして、平成11年に土地を相続したのですが、農業をした事はありません。その間、受人が申請地を借りて畑として自家用野菜を作っていました。

今回正式に売買がまとまったとの事で申請となりました。受人は兼業農家ですが、5反以上耕作をしていますので農業経験もあって問題ないと思います。以上です。

議長

それでは、議案5号につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

高田 英委員、お入りください。

(議席番号 3 番 高田 英委員 着席)

高田委員さんに報告致します。挙手多数で、この案件 承認されました。

続きまして、議案 6 号ですが、議席番号 1 0 番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

1 0 番 麻生 秀昭 委員

それでは、6 号説明致します。

渡人の農地を受人が買い受けたいという事です。ここはですね、この市役所から別府方面に 2 1 0 号線を突き抜けて行くと踏切それからトンネルそれを過ぎて、左の方に長野方面あるいは中尾方面へ道が曲がっていきますが、この地域の部分です。現在は耕作をされてないです。場所的に荒れてる部分もあります。

受人は庄内で花屋さんをやっていて、家がある別府へ帰る途中に耕作されてない田んぼを見て、お米を作りたいなという風に思って、渡人と交渉したら、残りの農地も買ってくれとそうでなければ売れないとことで購入することになったとのことです。

受人と旦那さん、娘さんと 3 人で耕作するという事ですが、耕せる様な方向になるには時間がかかるかなと思いましたが、今自体が荒れていますから、3 人で頑張ってお金を切り開いていくという事ですので、周りの方に迷惑をかけない様にやってくださいねと強くお願いをして、皆さんにお諮りを願うところです。以上です。

議 長

それでは、議案 6 号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案 6 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 7 号ですが、議席番号 6 番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6 番 式田 信一 委員

それでは、議案番号 7 号の説明を致します。渡人は確かにお歳でございます。受人は娘さんでございます。受人夫婦は農業をやってないという事で小作に出すと、小作の人も決まっています。それで私も承認を致しました。審議宜しくをお願いします。

議 長

それでは、議案 7 号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案 7 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第 3 「農地法第 4 条の規定による一時転用の許可申請について」

議長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案8号ですが、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、申請人の農地の説明を致します。この方は度々出てくるんですが、谷底的な農地を買って埋め上げるということで、元々土建屋なんですが、埋めて再び耕作をするという事をしっかり言っておりましたので間違いが無いと思いますが、すでにこの方向何か違う所でやっておりますので、機械等も揃っておるしちょっと期間は長いんですが、必ず農地として耕作するという事が約束出来ておりますので間違い無いと思いますが、審議の方宜しくをお願いします。

議長

それでは、この議案8号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について」

(議案第9号 1件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

この議案(9号)はですね、次の10号議案と一体の案件の為、合わせて審議したいと思いますので、議案10号の時にご質問を皆さんにお諮りします。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第10号～12号 3件)

議長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案9号・10号につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

9号・10号説明致します。場所はイオンの道路沿いの210号線に近い方になります。今現在、売ろうという方々は高齢の方で、農地はもう耕作してないところもあり現況少し荒れてる様な状態の中で、こういう話が出たという事で売買をしたいという事でございますので宜しくお願いします。

9号については、ここに行く為の進入路。今古野の方から医大道路を抜けて道路が降りて来てるんですけど、途中で止まっているその中で市の方で売買が済んでる部分と済んでない部分があります。その中の一角という事でございます。どうぞ宜しくお願いします。

議長

はい、今説明が終わりましたが、この9号・10号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

議長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

(字図) 17ページの事業計画平面図の真ん中位、No.2・No.3の間に残土置場と書かれておるんですが、この残土とはなんですか？

事務局

受人の法人はですね、宅地造成とか建売住宅とか家を作る会社なんですけど、その際に、例えば農地とかに家を建てる際には表土を剥いたりすると思います。そういった工事の残土等と聞いております。

3番 高田 英 委員

ずっと置いとくという話ですか？

事務局

いやいや、例えば離れた所で団地を造成する際に当然造成に伴って切土・盛土で土が出ますので、そこのそのまま置いて置くと工事が出来ないのここに持ってくるということ。それで、例えば別の所の盛土に使う分もあると思いますし、捨土として処分する分もあるという事で、ずっと置いて置くというか保管してその処理していくという部分での資材置場としての使い方だという風に思います。

3番 高田 英 委員

わかりました。そういう使い方でもいいという事でよろしいですね？資材置場。

事務局

それは、資材置場として適切だと思います。

議長

はい、他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この9号・10号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この2つの案件 承認致します。

続きまして、議案11号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

産土会、これはあの保育園を運営している方なのですが、職員の駐車場という事でこういう状態になったと。始末書の方が付いてございますので、宜しくお願いします。

議長

それでは、議案11号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案11号案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

ここも菊家を上がった地区の赤野地区でございます。

これ先般来、この辺の地域はかなり転用件数があがってきているところです。宅地化でどんどん浸食されていますが、しょうがないのかなという事で宜しくお願いします。

議長

それでは、議案12号につきまして、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

すみません、26ページの字図の中に申請地を書かれてあるんですけど、ここに記

載されていない番地の所にも申請地があるんですよ。これどうなってますか？

事務局

633-2と641-2は、そこにある様に文字が小さいですけど公衆用道路の土地ですね。ですので事業区域には入るんですけど、農地転用上の申請地には入らないので当然議案書には載せてません。

議長

他に質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案12号案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第13号～18号 6件)

議長

日程第6 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案13号ですが事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

13号はですね、資料で言うと32・33・34ページが現地の写真なんですけど、場所は来鉢の中部公民館の前、来鉢の神社がある所の近くです。

状況としては31ページの航空写真が判り易いと思うんですけども、周りはまだ耕作されてる農地なんですけど、その1筆だけ完全にかなり高い木が生えて山林の様な状況になっておりました。現在の状況としては32から34ページなんですけど、付近の方から苦情があって「木を切ってくれ。」という事で木を切り倒しているという事で現状背の高い木は無い状況ではあるんですけど、現地を確認に行ったところ、一抱えある様な切り株が多数ある様な状況で、到底耕作出来る様な状況ではない土地となっております。以上審議、宜しくお願いします。

議長

それでは議案13号からですが、この案件につきまして質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

すみません。13号の農地区分、第2種でよろしいんですよね？第1種ではないですよね？

事務局

ここは、2種農地でいいです。いいと思います。

3番 高田 英 委員

なんか、整備された様な感じもしないでもなかったんで。ちょっと気にかかるんです。先程言われた、木が出来て周りから苦情を言われたって事は、もしかしたらまた木が生えてって事にはならないかとちょっと心配なんですけど。農業に影響が出る様な事はないだろうか？というところが気にかかるんですけどね。

事務局

そこはたしかに気になる場所なんですけど、この様に自然体で山林化してしまってる状況の場合の非農地では、周辺農地への影響という審査基準が入ってないので、ここが陰になって周辺農業に影響を及ぼすから非農地を出さないという判断は出来ないと思います。これが逆に建物とか植林した土地であれば、周辺農地への影響が審査基準に入っているので出さないという判断は出来るんですけど、今回の状況においては、周りが陰になるから非農地を出さないというのはちょっと難しいかなと判断しております。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。13号の案件 現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、14号ですが事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

14号ですが、(字図)36ページからなんですけど、先月もこの方は家の進入路の非農地で申請を出していただいたんですが、それを出した後に宅地の部分もちょっと畑がかぶっていた2月にかけて出てきた方でありまして。航空写真は38ページが判り易いと思うんですけども、38ページ・39・40現地写真見比べてもらえば分かるんですが、土地としては畑なんです、完全に宅地のブロック塀の内側・宅地として管理されてる部分でありまして、建物もかぶっております。で、建物の登記簿から建築後20年以上経っている事も確認出来ましたので、今回建築後20年以上経過というところで非農地を出してよいのではないかと判断しております。宜しくお願いします。

議長

それでは、この議案14号の案件についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案15号ですが、議席番号3番の高田 英委員が、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になります。

(議席番号3番 高田 英委員 退席)

事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

15号は資料冊子44・45ページをご覧いただきたいのですが、場所としては湯布院町川北の元のつるみ山荘の隣くらいでございます。44ページの航空写真は、赤枠が見辛いんですけど、上から見ても山の状況になっておりまして、45ページの現地写真でも完全に雑木等々生えて山林化しているので、非農地証明をやむを得ないかなというふうに思っています。宜しくお願いします。

議長

はい、それでは説明が終わりましたけども、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

(議席番号3番 高田 英委員 着席)

高田委員さんに報告致します。挙手多数で、承認となりましたので報告致します。

続きまして、議案16号ですが事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

はい、16号は資料の49・50ページなんですが、場所としては慶寿苑の近くの所となっております。田んぼの横ではあるんですが、地目は畑で昔は一段低く畑が在ったんだろうなという所でございますが、もう完全に竹に埋もれておりまして耕作出来る様な状況ではないので、非農地証明をやむを得ないかなというふうに思います。宜しくお願いします。

議長

はい、今説明が終わりましたけどもこの案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案17号ですが事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

はい、議案17号は資料の55ページがいいかと思います。場所は、庄内町と湯布院町の境目付近の藪草地区なんですけれども、法面の上は田んぼなんです、その法面部分が畑として筆が分かれておまして、現状もその様な雑木が生えている状況で昔は畑だったんだろうけども今は耕作出来ないだろうという状況で、非農地証明はやむを得ないかなと思います。宜しくお願いします。

議長

はい、今説明が終わりましたがこの案件、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案18号ですが事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

はい、議案18号です。写真は59・60ページとなっております。場所は、庄内から挾間に向けて欅木トンネルを抜けた先の国道の左手、踏切を渡って行く所の集落の端っこ付近でございます。昔から家が建っているんですけども、家の裏の倉庫の部分の地目が畑のままだったというところで、建築後20年以上というところで非農地証明をやむを得ないかなというふうに判断しております。宜しくお願いします。

議長

それでは、この議案18号についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第19号～21号 3件)

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議

長

それでは、議案19号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

これは、継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この19号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この20号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案21号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この21号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用配分計画の決定について」

(議案第22号 1件)

議

長

日程 第8 農用地利用配分計画の決定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用配分計画の決定について、議案朗読説明。

議

長

それでは、議案22号の案件、ご質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案22号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■追加議案 「非農地証明の発行について」

(1件)

続きまして、追加議案で非農地証明が1件あります。事務局より説明の方をお願いします。

事務局

追加議案朗読説明。

現地の状況と致しましては、資料の6・7ページなのですが、庄内厚生館のもうちょっと奥の所になるんですが、現状は完全に柵山というか雑木林の様な状況になっていますので、現状畑としては到底耕作出来ない様な土地であるので、非農地証明もやむを得ないかなと思います。審議宜しくをお願いします。

議長

それでは、この案件についてご質問があればをお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。